

利用していただけますか？福祉サービス

支援費制度が始まって4カ月

障害のある方が、社会で快適に暮らせるようにするための制度や仕組みが各所でできつつあります。どんな方でも障害を持つ可能性があり、ご自身や家族のためにも、いろいろな制度を知っておくとよいでしょう。

今年四月一日から「支援費制度」がスタートし、身体的機能や知的機能に障害のある方への福祉サービスの利用方法が変わりました。制度の内容とサービスの利用方法を紹介します。

支援費制度とは？

以前は、身体的機能等に障害のある方への福祉サービスの内容やサービスを受ける場所は、市町村が決めていました。今年四月からは「支援費制度」という新しい制度が始まり、障害のある方自身が利用したいサービス内容や事業所を決めることができるようになっていきます。

「支援費」とは、障害のある方が福祉サービスを利用する際、サービスを提供する事業所へ支払う代金の一部を、市町村、県、国が補助するお金のことです。利用金額は利用者の所得に応じて決まります。

デイサービス

昼間、デイサービスセンターなどで、創作活動やリハビリ、食事、入浴の介護が受けられます。

ショートステイ

障害のある方が、家族の入院や出張等で介護が受けられなくなった時に一時的に施設で預かります。

グループホーム

知的障害者が四～七人の仲間で、アパート等に住み、世話をする人の支援を受けて共同生活をします。

2 施設サービス

施設に通ったり、または入所して治療、生活訓練、職業訓練が受けられます。

受けられるサービスには何があるの？

1 在宅サービス

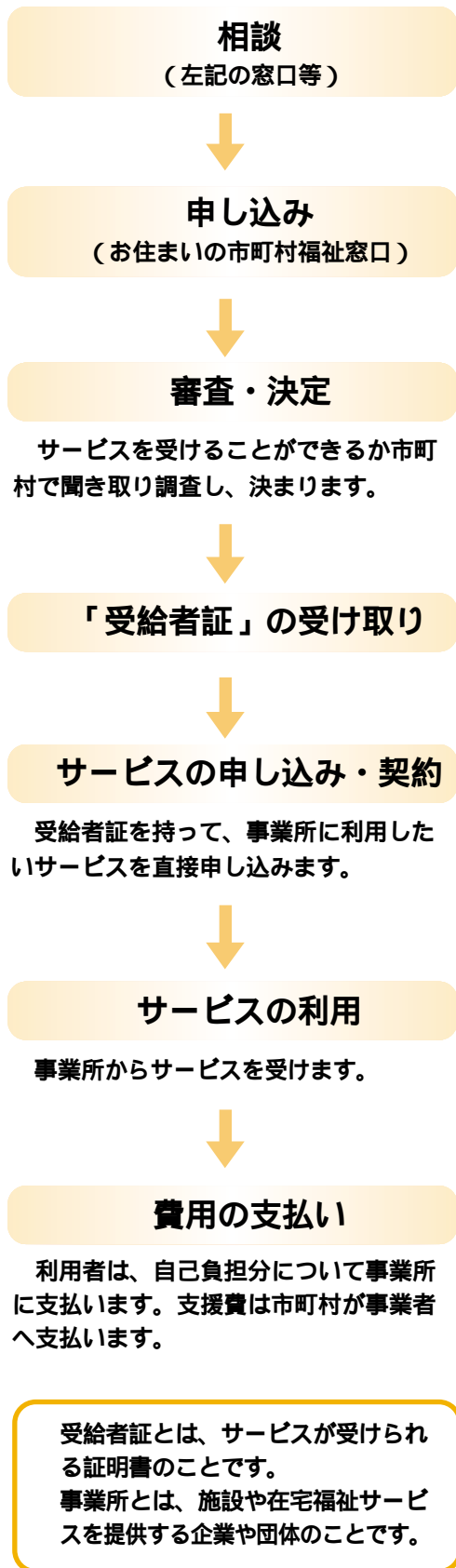
ホームヘルプサービス
身の回りのお手伝いをするヘルパーが障害のある方の家庭を訪問して、家事や介護のお手伝いをします。

サービスを申し込める人は？

身体障害者手帳か療育手帳を持っている方、知的障害のある方、障害のある児童の保護者です。

どうしたらサービスが受けられるの？

相談から利用までの流れは次のとおりです。



相談窓口

支援費制度やその他福祉サービス利用のご相談は、各市町村福祉窓口で受けられますが、県が委託した次の事業所でも、知的障害のある方、障害児の保護者からのご相談をコーディネーター（相談員）がお受けします。まずは、お電話で。

名護療育園（名護市）	TEL.0980-52-1675
沖縄小児発達センター（沖縄市）	TEL.098-932-6077
グリーンホーム（中城村）	TEL.098-895-3999
わかたけ（浦添市）	TEL.098-877-0664
沖縄整肢療護園（那覇市）	TEL.098-832-3283
みなみの里（糸満市）	TEL.098-997-3900
ふれあいの里（平良市）	TEL.09807-4-3719
八重山育成園（石垣市）	TEL.09808-2-2090



補助犬を知っていますか？



お仕事の盲導犬イレーヌ

補助犬とは、体の不自由な人を助けて一緒に生活する犬のことで（盲導犬、聴導犬、介助犬の3種類）。今年の10月から、法律により、お店やホテルなどは、補助犬の同伴の受け入れが義務付けられます。

お問い合わせ：県障害保健福祉課
TEL.098-866-2190 FAX.098-866-6916